ガソリンや灯油、軽油の運搬容器について

ガソリンや灯油、軽油は、消防法上の「危険物」に該当し、その貯蔵や取り扱いの方法について様々な規制がなされています。普段何気なく取扱っているこれらの危険物も、貯蔵や取り扱いの方法を誤れば、火災や爆発などの甚大な被害を及ぼす可能性があります。

これらの危険物を運んだり貯蔵したりする場合には、性能試験に合格した容器に入れて、運んだり貯蔵するように消防法で決められています。危険物を車両で運搬するには、数量に関係なく、消防法で定める規制を守らなければなりません。

運搬容器について

ガソリン又は混合油の容器







KHK または **UN** マークの入った **消防法適合品**であること



灯油用・軽油用・水用ポリ容器に は危険ですので、**絶対に入れな** いでください!!

※KHK表示=危険物保安技術協会の認証品 ※UN表示=国際基準で危険物運搬容器テスト規格に適合した容器(消防法令適合品扱い)

・ガソリンを<u>乗用車</u>で運搬する場合、その容器がガソリン用として性能試験をクリアした金属製容器でかつ、

最大容積が22リットル以下の容器である場合は運搬が可能です。

(運搬車両であれば、金属製容器 6 0 リットル以下) ※容積→容器の中に入ることのできる分量。





(注意) UN 表示の付された外国製のガソリン用プラスチック容器で20リットルのものがありますが、日本国内は、ガソリンをプラスチック容器に入れて運搬する場合は、最大容積10リットル以下となります。

・<mark>混合油の販売容器や一斗缶・ペール缶</mark>なども運搬容器には該当しますが、性能試験はキャップを密閉した状態で行っているため、一度開封するとキャップを閉めたとしても衝撃等により、中の危険物が漏れ出す可能性がありますので、繰り返しの使用は絶対にやめましょう。

たとえ、KHK・UNマークが入っている容器でも、繰り返して使用する想定がされていないため、開封後再び運搬容器として使用できません。





(一度開封した一斗缶など)

灯油の容器







- ・灯油用ポリエチレン缶
- ・ガソリン缶 (灯油と明記してください)

消防法適合品であること

軽油の容器



- ・軽油用ポリエチレン缶
- ・ガソリン缶(軽油と明記してください)



消防法適合品であること

【注意】セルフスタンドでお客さん自らガソリンや軽油を容器に入れることはできません。必ず従業員に入れて もらいましょう。

※ガソリンスタンド側が自社基準で販売を制限している場合もあります。

積載方法・運搬方法について

・運搬容器の外部に、危険物の品名・数量等を表示し、収納口を上方に向けて、落下・転倒又は破損しないように積載しなければなりません(容器を積み重ねる場合は3メートル以内で積載しましょう)。また、運搬容器に摩擦や動揺を起こさないように運搬しましょう。指定数量以上を運搬する場合には、「危」の標識(0.3メートル四方・黒字に黄文字)を車両の前後に掲げ、消火設備等の措置が必要です。

※このほかにも様々な規制があります。詳しくは下記までお問い合わせください。

ĬI

危険物の運搬基準に違反すると、3か月以下の懲役または30万円以下の罰金が科されます。

慌

お問い合わせ先

森町消防本部 予防課 保安係 電 話 番 号 01374-2-2125 F A X 01374-2-5743